

# 欧米における上下水道民営化の動向

大和総研・主席研究員 椿本 祐弘

(TSUBAKIMOTO Sachihro)

1. はじめに
2. 民間部門参加の形態
3. 英国の事例
  - 3-1. 概況
  - 3-2. イングランド・ウェールズにおける民営化
  - 3-3. 英国の他の地方
4. フランスの概況
5. アメリカの概況
6. 最近の動向

## 1. はじめに

今世紀終盤の最近二〇年間の世界的な潮流として、政府が経済を支配し管理しようとした時代から、競争・市場開放・民営化・規制緩和等

といった語句に表われた考え方が経済政策の主流となる時代への急速な変化が挙げられる(こうした世界的変化を動態的に描いた好著として、ヤーギン他『市場対国家』一九九八年日本経済新聞社)。一九九〇年代の共産主義体制崩壊後の旧ソヴィエト連邦諸国や東欧諸国における変革は、こうした動きの中でも最も徹底的なもので、いわゆる「市場経済化」という形で進行中である。こうした改革の重要な部分を構成する「公益事業民営化又は民間セクターの公益事業参画」という動きは、世界銀行の指導方針等により、先進工業国だけではなく発展途上国にも広がっている。我が国でも、「民営化」についての代表的な事例として、日本電信電話公社から日本電信電話株式会社(一九八五年)、日

本国有鉄道から旅客鉄道株式会社等（一九八七年）への変革がある。

本稿では、以上のような世界的変化と背景を踏まえた上で、今後の我が国下水道事業が進むべき道についての参考とするという趣旨から、バルトンの出身国であり、上下水道の民営化についての世界的最先端事例である英国の実例を中心としつつ、その他の代表的な事例として、フランスと米国の概況を紹介することとした。

## 2. 民間部門参加の形態

公益企業についての所有と経営の形態は、大きくは次の三種類に分類できる。

### ① 公的所有で公営

政府が公益企業を所有するとともに経営する。

### ② 公的所有で民営

政府が公益企業を所有しながら、民間が公益企業を経営する。

狭義では、組織形態も民間（株式会社、特殊法人、公益法人）になる場合。

最広義では、「委託」と言う形で運営のみを民間が行う場合も含まれる。

### ③ 民間所有で民営

通常の民間企業の形態であるが、通例は事業法等により政府からの規制がある。

概括的に規定すると、①から②への動きが「民間活力の導入（民活）」であり、②から③への動きが「国（公）営企業の民営化」である。民営化が既存の国（公）営企業を民間投資家の手に委ねるのに対して、民間活力の導入（民活）は民間部門を新たにインフラ事業に参加させるものである。

右の三種類の内、最も多様な形態となる「② 公的所有で民営」区分を細分して、民営化の程度の低い順に並べてみると、次のようになる。

#### a. 外注契約 (Outsourcing)

民間企業が、業務の一部、例えば水道メータ―読取、料金徴収、配管の維持業務等のみを受託する。これによって、その業務の実施につい

て競争原理を導入できる。

b. 経営委託契約 (Management Services Contract)

民間契約者が、事前の合意基準に従って、特定の施設やシステムを運営するためのノウハウや管理者を提供する。しかしながら、基盤施設 (Infrastructure)、財務、要員については発注者が提供する。業績によって報酬が決められる場合が多い。

c. 操業・維持契約 (Operation & Maintenance)

民間契約者が一つの処理施設のようなシステムを運営するために要する全ての人員と専門的技術 (expertise) を提供するが、運転資本投資を行うことは要求されない。発注者の多くは、自らは処理施設等を運営するための専門的技術を持たない地方公共団体である。契約期間は五年間程度であることが多い。

d. リース契約 (Leasing)

契約者が運転資本投資 (working capital investment) すなわち契約期間中に機能喪失した施設の更新 (replacing infrastructure) 並びに操業 (operation) 及び維持 (maintenance) のみを行う場合である。民間企業が公企業の施設を賃借して運営し、運営についてのリスクの大半を負うが、施設整備投資に伴う金融リスクは負わない。

リースという語を使うが、通例の賃借契約と異なり、契約相手方である民間企業が運転資本投資を行う必要があるというのがこの方式の特徴である。こうした契約の存続期間は、通例一二年から一五年の間である。

e. コンセッション (Concession)

コンセッションの取決めがなされた場合は、基盤設備 (infrastructure) は、名目的には発注者に留保されるが、相手方は十分なサービスを提供するために必要な全ての資本投資 (capital investment) を行うことを要する。通例二〇年から三〇年間の契約期間である。民間企業が公企

業の施設を賃借して運営する形態であるが、施設整備についての投資も行うという点でリース契約と異なる。

なお、B O T (Build-Operate-Transfer Scheme) と呼ばれる方式は、このコンセッションの変形であつて、特定の新規大規模インフラ建設が計画された場合に、B O T 契約者が、この新資産の設計、建設 (Build)、資金調達及び操業 (Operate) を引き受け、一定期間の後に発注者に引き渡す (Transfer)。特定の新規インフラが必要なきに有用な方式である。この取決めは、特に個々の施設を供与する場合の資金調達手段として使われる。

この B O T 方式は、先進国企業が発展途上国等において、インフラストラクチャー・プラント等を建設し、建設後一定期間自らが操業することによる収入によりその総資金を回収した後、当該国の政府機関等に所有権を譲渡するという方式として用いられることが多い。対外的借入れの削減が図られること、先進国企業が操業等についても自ら担当することにより効率化

が図られるとともに技術移転が期待されること  
がこの方式のメリットと考えられる。ただし、  
資産を移転するまでの該期間中に収益を上げる  
という必要性から、製品又は供与するサービ  
スの料金・対価の引上げが必要となる場合が多い  
等の問題点もある。このため、近年は事業内容  
によつては、資産移転を義務づけない B O O  
(Build Own and Operate) 方式や、建設期間後直  
ちに資産を移転し、操業を委託するという形態  
をとる B T O (Build Transfer and Operate) 方式  
といったものも導入されている。

我が国においても「業務委託」という形で、  
民間企業の活用がなされているが、右の分類で  
は a. から c. の段階である。

我が国でも最近議論が盛んな P F I (Private  
Finance Initiative) の三基本的類型である独立採  
算型、サービス提供型、ジョイント・ベンチャ  
ー型のうち、最も一般的な類型であるサービス  
提供型の基礎となるコンセッション契約は、右  
で見るとおり、民営化(所有・経営を共に民間  
へ移転する)に至る前の最終段階である。

### 3. 英国の事例

#### 3-1. 概況

英国では、サッチャー首相時代(一九七九年〜一九九〇年)に公共事業、公共サービスの見直しが行われ、公務員の削減、行政サービスの外部委託化、行政機構のエンジニア化等が進められたが、一九八三年以降には多くの公営企業が民営化(Privatisation)された。一九八四年の British Telecom(通信)、一九八六年の British Gas(ガス)に引き続き、一九八九年にイングラランド・ウェールズの上下水道事業が民営化された。さらに、一九九〇年に Distribution Companies(配電)、一九九一年に National Power(発電)、Power-Gen(発電)が民営化されている。これらの延長として、一九九二年一月には、公共事業の改善手法の一つとして PFI が考案された。

イングランド・ウェールズにおける上下水道事業は既に民営化されているため、PFIとしての事例はないが(スコットランドではその利

用が図られている)、PFIを適用する条件としては、次のような点が挙げられている。

#### ① 民間部門によつて運営するニーズの有無

民間部門が参加できる事業であり、支障なく運営を継続できるものであること。民間部門に必要な制約については契約で明確化する必要がある。

#### ② 民間部門に対するリスク配分の可能性

契約相手方である民間企業に契約期間を通じてリスクを移転することが可能であること。

設計・建設、運営、需要変動、残存価値評価、技術革新による設備陳腐化、規制の変化、資金調達等についてのリスクの適正配分が必要である。

#### ③ 事業の市場性の有無

入札応募者が資金を調達してその事業を競って行なおうと意図する市場が存在することが必要である。要求されるサービスを提供でき、そ

れに伴うリスクを受け入れる事業者がいることが必要である。

### 3-2. イングランド・ウェールズにおける

#### 民営化

イングランド・ウェールズでは、一九八九年に上下水道事業が完全民営化(株式会社化)され大部分の株式を一般に公開)されている。一般的には、政府の所有・経営による公益事業が完全民営化にまで至るためには、広域化・法人化・商社会社化・公開会社化という四つの段階が必要であると考えられるが(必ずしもこの順序でなくてもよい)、英国ではこの順序を経て完全民営化を達成している。

### 3-2-1. 広域化・法人化

上下水道民営化の歴史の上で最大の出来事は一九七三年水法の制定であった。

一九三〇年代半ばまでは、ほとんどの家庭への水供給は地方政府が行い、一部では小規模な民間事業者が実施していた。

一九四五年水法では、水道事業に関する国の責任が明確にされ、事業者に対して法的な規制(供給義務、供給保証、財務規定等について)が加えられるようになった。この結果として、効率的な経営単位を目指した合併が進み、上水道事業者数は、一九四六年から七〇年代初期までに、二二六から一九八(六四)が単一の地方公社、一〇一が複数地方公社の合同体、三三が民間の法定企業)に減少した。

下水道事業については、ほとんどが単一の地方公社によって、ごく一部は複数地方公社の合同体によって実施されていた。七〇年代初期の事業者数は一三〇〇以上にもなっていた。

ところが、一九七三年水法は上下水道事業を再編成し、しかも、行政区分ではなく水系別にイングランド・ウェールズを一〇の区域に分けて、イングランドに九公社、ウェールズに一公社を創設した。そして、それ以前においては、水道・下水道・河川管理の三業務が分離されていたが、水管理公社(Water Authority)はそれらを統合し、総合的に実施することになった(た

だし、上水道専門会社管轄区域の下水処理は当該地域の水管理公社が行う。その主たる目的は「規模と範囲の経済性」の獲得であった。

これによって、「流域一体管理原則」(integrated river-basin management principle)が確立されたのである。その理想型からすれば、流域毎に公社を設置すべきであったかもしれないが、実際の管轄区域は、この原則と経済性との妥協によって決められた。しかしながら、最も重要な点は、人為的行政境界ではなく、「水系統に基づく管轄」を基礎とする組織が創設されたということである。

その後、一九八三年水法では、水管理公社の理事数を制限するとともに、地方政府の理事任命権を奪い、全ての理事が中央政府によって任命されるようになった。従来は、地方政府の代表が理事の大多数を占めていたが、この改革によって、民間企業の経営経験者等が経営参加することになり、運営にも民間経営方式が導入されることになった。

### 3-1-2. 商會社化・公團社化

水管理公社の民営化についての政府による提案は、一九八六年二月に議会に提出された水事業民営化白書によってなされた。この白書では、民営化は、政府による介入からの解放、政治的圧力の軽減、財政的制約の除去、効率的投資の可能性、料金低下による消費者便益、他の企業からの優秀な経営者抜擢の可能性、従業員や地域消費者への株式保有機会の提供、株式所有による従業員の経営参画意識醸成等がその正当化事由として挙げられた。

その後、一九八六年七月には、いったん民営化の延期が決定されたが、一九八七年六月の総選挙におけるサッチャ政権の大勝利をうけて、一九八七年七月に、反対論の主要な論拠の一つとなった環境規制権限の帰属に関して、国家河川公社(NRA: National River Authority)を創設する等、政府の修正提案がなされた。

水道事業の民営化については国民の八〇%が反対したと言われるが(例えば、Economist誌は、most unpopular and tricky privatisation to dateと

評している)、一九八八年一月に新水法案が議事に提出され、一九八九年七月に民営化を定めた新水法が成立し、一九八九年九月から施行されることになった。水事業会社の株式は、一時的に政府所有下におかれた後、一九八九年一月から一二月にかけて、一般売却手続きがとられた。

また、従来からあった二九の上水道専門の法定企業も公開有限責任会社 (*plc/public limited company*) に転換できることになり、従来の配当や利益についての制限は廃止された。なお、その後上水道専門会社については統合が進み、現在その数は一八となっている。

### 3-2-3. 経済的規制

上下水道の民営企業は、先に民営化された電気通信・ガスが全国を一社が独占する体制であったのに対して、複数会社が存在するから競争可能性が存在すると考えられるかもしれない。しかしながら、実際には、地方又は地域的独占によって、競争という状況はほとんど存在しな

い。電気通信・ガス・電力については全国的供給網が存在するのに対して、水に関しては地方又は地域会社間の相互接続は極めて限定的であって、全国的ネットワークが存在しないため、現実には競争可能性はない。電気通信・ガス・電力事業については、新規参入を奨励することによって相当程度の市場自由化を促進することが出来るが、上下水道事業についてはこうした潜在的可能性はほとんどない。

このことから、事業者がその独占状態を利用して、給水量や水質を抑制して料金を上げることによって超過利得を得ることを防ぐための規制(経済的規制)が必要となる。

イングランド・ウェールズにおいてこの規制を行う機関は、独立行政機関である OFWAT (*Office of Water Services*) である。OFWAT は、大臣を擁しないが独立した議決予算を有する。一九八九年水法は、国務大臣が OFWAT 総裁を任命することを定めている。

採られているのは価格上限規制 (*price cap regulation*) と呼ばれる手法で、価格の上限を

規制し、それ以下であれば企業が自由に価格設定ができるという方式であり、企業に経営効率化の誘因を与えるインセンティブ規制の一種である。上限を設定することによって消費者を保護するとともに、企業に上限内での自由な価格設定を許容することによって、企業が経済性と効率性を追求することを奨励するのである。

水道会社の取締役は、会社と株主に対しては、投資計画を賄うに足りる資本利益率と株主配当を確保すること、消費者に対しては、料金値上げを抑えるためにコストを最少化すること、政府に対しては、政治問題となるほどの料金的大幅値上げや会社の過当利得を抑えること、という義務を負っているのである。

### 3-2-4. 環境的規制

以上のような経済的規制については、その他の公益事業についてのものとそれほどの差はないが、上下水道事業についての特徴は、さらに水質と環境を保持するための環境的規制が必要であるということである。

環境規制に関しては、環境エイジェンシー(Environment Agency)が水資源の管理と自然環境保護に関する業務等を、飲用水検査官(Drinking Water Inspectorate)が飲用水の水質に関する業務を所掌する。EAは、一九九五年環境法(Environment Act 1995)により、従来の全国河川公社(N.R.A. National Rivers Authority)、王国汚染検査官(H.M.I.P.H.M. Inspectorate of Pollution)、八三の廃棄物規制庁(W.R.A. Waste Regulation Authority)、環境庁(Department of the Environment)の一部が統合され、一九九五年八月に設立された独立法人(Non-departmental public body)である。このように、水に関する環境規制を行う機関は総合化・一体化されている。

環境規制は英国及びEUの法規に則って行われるが、給水についても下水処理についても、その水質基準はEU指令による規制が増加してきている。例えば、飲用水指令(Drinking Water Directive)、水浴用水指令(Bathing Water Directive)、都市下水処理指令(UWWTD

Urban Waste Water Treatment Directive) 等である。

イングランド・ウェールズにおける飲用水の水質は、毎年、飲用水検査官(Drinking Water Inspectorate) 年次報告書で報告される。報告書は個々の水道会社による検査結果の詳細を記述し、その記録は各々の水道会社で閲覧に供される。一九九五年には各水道会社は浄水場、配水池、供給区域等で三〇〇万回以上の水質検査を実施した。これらの水質検査の約八〇%は消費者のコックから採取した水を対象としたものであった。

水浴用水指令(Bathing Water Directive)は、浴用水の水質を改善して公衆の健康を保護することを目的として、一九の物理的・化学的・微生物項目についての基準を定めている。その幾つかは義務的基準であるが、一部は指針に止まる。最も一般的な項目は大腸菌群数で、これは下水処理の主要な指標である。

都市下水処理指令(UWWT D)では、一九九八年から二〇〇五年の間に、下水処理の最低基

準として二次処理、さらに人口一万人以上の要注意水域(Sensitive Waters)については富栄養素(窒素 and/or リン)の除去を義務づけている。

なお、イングランド・ウェールズの一九九五/一九九六年における状況は、一次処理以下が一九%、二次処理が六一%、三次処理が一八%である。下水汚泥の処理状況は、農地利用四九%、陸上埋立一〇%、海洋投棄二三%、焼却七%、その他一一%である。陸上埋立については、一九九六年一〇月以降は課税されることになったため費用が増加した。海洋投棄は農林水産省(MAFF)の許可によつてなされているが、UWWT Dは、一九九八年末で海洋投棄を禁止することを定めている。農地利用は下水汚泥農業利用に関するEU規則(Sludge Use in Agriculture Regulations 1989)に則つて行われている。

(EU指令及びEU規則は、EU理事会又は委員会が制定する。指令は各構成国を名宛人として発せられ、達成すべき効果については構成国を拘束するが、達成の方法及び手段は構成国の裁量に任される。これに対して規則は加盟国全

体に直接に適用されて国内法としての効力を有する)

焼却は環境エイジェンシー(EA)の許可によつて行われる。

こうした環境的規制の強化は、大きなコスト上昇要因となつている。このため、経済的規制が行われる各種の公益事業の内では、電気通信・ガス等の料金は、民営化された後、消費者物価指数(RPI)の上昇率を相当に下回つているのに対して、上下水道料金のみはRPIの上昇率を相当に上回るといふ結果になつている(環境的規制の強化の他に、技術革新の進捗と程度が他の事業、特に電気通信に比べて、遅くて低いという点もある)。特に、その要因として、上下水道部門よりも下水道部門の原価上昇が大きいこと、しかもその大部分がEUによる規制強化に対応するためのものであることが注意されるべきである。

### 3 1 2 1 5. 民営化についての問題点

以上に見たように、上下水道事業については、

たとえ民営化しても、経済的規制だけでなく環境的規制も受けなければならず、しかもその環境的規制をますます強化しなければならぬということが問題点である。このため、電気通信・ガス・電力事業等の場合には、「民営化」と「規制緩和」は、相互並行的に進められるのが一般的であるが、上下水道事業については必ずしもそうではない。英国の例では、民営化の後で公的規制の必要性がほとんど変わらないということを端的に示している。料金制度・事業態様についての経済的公的規制も、かえつて増加しているのが実態である。

たとえ経済的規制上の問題点が他の公益事業と大差がない場合であつても、水道事業について特に考慮されるべきは、提供されるサービスの質についての問題である。利益最大化を目指す企業を価格管理だけに従わせるのでは、質的基準についての回避を誘発する恐れがある。こうした市場の失敗を防ぐためには、価格管理だけではなく徹しい品質管理が必要となる。但しこの場合、高次の水質基準はコスト上昇につな

がり、料金の上昇という結果になるというトレード・オフ性を十分に考慮に入れる必要がある。

### 3-3. 英国の他の地方

スコットランドでは、一九九四年の地方政府法により、一九九五年六月に東・北・西の三公社 (Water Authority) が設立され、一九九六年四月から業務を実施している。PFI (Private Finance Initiative) 方式による民間からの資本投資も積極的に行われている。

独立機関である上下水道消費者協議会 (Scottish Water and Sewerage Customers Council) が消費者の利益を守る。その役割は、三つの公社の事業について、消費者に関連する事項の全てについてモニターすることである。料金体系を承認することも含まれる。

北アイルランドでは、一九九六年四月に、環境局 (Department of the Environment for NI) の内部に外局 (Agency) として設立された水道庁 (Water Service) が、上下水道事業を所掌してい

る。水道庁の下にある東西南北の四地域管轄部局が業務を実施している。

以上のように、英国 (連合王国) の上下水道事業では、イングランド・ウェールズ、スコットランド、北アイルランドの順に民営化又は民間セクターによる参画の度合いが進んでいるという結果となっている。これは主として政治的理由によるところが大きいと考えられる。

### 4. フランスの概況

フランスの上下水道事業は、地方自治体が直接に経営するか、又はその実施を民間事業者に委託 (contract out) するという形態で行われている。水道事業については約七七%、下水道事業で六〇%が委託されている。こうした同国上下水道の民間事業者市場を寡占的に支配しているのは、Vivendi (Générale des Eaux) が一九九八年に改称) と Suez-Lyonnais des Eaux という二つの巨大企業である。両社で全国の水道事業の六八%、下水道事業の三六%を支配している。

最大手の Vivendi は、水道事業の四〇%、下水道事業の三〇%を支配しており、四〇〇〇以上の地方自治体で、二五〇〇万人へ上水を供給し、一九〇〇万人の下水を処理している(フランスの人口は五八〇〇万人)。上下水道事業部門の従業員数は約二二〇〇〇人である。

両社はともに、発電、水供給、排水処理、廃棄物処理、建設、通信その他の公共事業を総合的に所掌対象とする複合企業 (conglomerate) である。

地方自治体と民間事業会社との契約形態は多様であるが、二五—三〇年のコンセッション (Concession) 契約を結ぶのが通例である。ヨーロッパでは、近年フランスの他にスペイン、ポルトガルにおいてもこうした形態が増加している。料金徴収も民間会社が行い、原価・税・投資の償却・利益に充てられる。ただし、契約終了時には、民間事業会社は全ての資産を地方自治体へ引き渡さなければならない。従来は契約を継続更新するのが通例であったが、最近これを入札に付するべきことが定められた。

最近は英国と同様に、主としてEUによる水

質規制強化に対応するための処理原価上昇のため、料金値上げの率が上昇しているが、政府は一九九七—二〇〇二年の間の上昇率を実質で年五%以内に抑えるという提案をしている。また、EUの都市下水指令は、二〇〇五年までに人口二〇〇〇人以上の全ての都市が家庭雑排水を集水し処理すべきことを定めているが、現在のところフランスにおける実施率は約五〇%に過ぎない。今後一層の整備を進める必要がある。

##### 5. アメリカの概況

アメリカにおいては、民間企業がほとんど全ての産業活動を支配している。公益事業についても同様で、サービス供給については民間企業に委ね、政府はそれらの民間企業が相当な価格で適正なサービス供給を行うことを保証し、民衆の利益を擁護するために公的な規制を行うというシステムをとっている。しかしながら、電力、ガス、電気通信事業等と異なり、上水道事業については(人口比率で)約八五%、下水道事業については約九五%が公有企業体によって実

施されている。歴史的に見ると、建国の初期には大部分が民間企業によって行われていたが、それらの事業体を地方自治体が買収してきたという経過をたどってきた。ただし、米国においては、大都市では一般に公有企業体によって実施され、地方都市では民間事業者によるものが多いため、事業体の数で見ると、一九九四年で公有企業体によるものは四〇%である。

現在のところ、米国における上下水道事業への民間部門の参画は、一般的には、操業契約 (operation contract) という形態をとっている。

これは、地方自治体が資産を保有しつつ、民間企業が運営し (operate)、可能であれば施設を改善するという契約である。下水道事業に対する米国型民間セクター参加の代表的事例としては、一九九八年一月に発表された United Water Resources 社によるものがある。これはミルウォーキー都市圏下水処理管区 (MMSD) との間に結ばれた官民共同の下水処理操業契約で期間は一〇年である。MMSDは、一二〇万人の下水を処理していたが、この経営と操業への対価

として、年間三〇〇万<sup>ドル</sup>の操業維持費を支払うというものである。同時に United 社は、現在の給与条件で全ての MMSD 職員を雇用することに同意している。

将来的には、それが有権者の利益にかなうのであれば、事業の所有をも民間事業者に売り渡すこともあるだろうが、現状では、地方債による資金調達コストが低いこと、課税の問題等からそうしたケースは少ないようである。しかしながら、多くの上下水道は老朽化し補修を必要としている。こうした老朽化した施設を更新し、適切な水質管理・環境管理を行っていくためには莫大な資金需要が当分続く予想される。しかも、多くの自治体は福祉、教育、他の公共事業等の行政需要増加に直面しており、財政優先度の見直しを迫られているので、地方自治体が上下水道資産を保有するという一般的な現状は早晩に変化することも予想される。

この点に関しては、一九九二年と一九九七年に、今後の公益事業についての民営化の進展に関して重要な二つの制度改正がなされている。

第一は、公有資産の売却に関して、一九九二年に当時のブッシュ大統領が出した大統領令である。それまでは、地方自治体は連邦補助金を受けた資産を売却した場合は、その残余分を最優先で連邦へ返却する義務があったが、この大統領令によつて、地方自治体はまず自らの投資分の回収に充当し、その残余について返却すれば済むようになった。この改正によつて、地方自治体に保有資産を売却しようとする誘因が発生することになったのである。

第二は、民間企業が操業を受託し施設の改修を行うという操業契約 (operation contract) に関する改正である。内国歳入庁 (IRS: Internal Revenue Service) は、一九八六年税法以来、免税の地方債によつて資金調達されたプロジェクトに関する契約についての期間は五年間を限度とすることを定めていた。しかし、この期間では民間企業が自らの改修投資を減価償却するに十分なものではなかった。そこで、IRSはこの期間を二〇年に改めたのである。

以上によつて、資産の売却によるものであれ

業務の委託 (outsourcing of service) という形態によるものであれ、民間企業の参入を阻害する大きな要因が除かれたのである。

## 6. 最近の動向

最初にも述べたように、この二〇年間の「政府と市場」すなわち官と民の役割分担についての考え方は急速に流動化してきている。こうした規制緩和の流れの中で注目されるのは、「国際・業際の両面でのボーダーレス化」(国境と業態境界の双方を越える動き)である。

例えば、一九九五年、英国の North West Water Group plc (plc は public limited company、公開有限責任会社の略。各上下水道会社の持株会社が plc として株式市場に公開されており、事業についての公的規制を受ける事業会社はその下の子会社である) は、隣接する電力配給会社である Norweb plc を買収、United Utilities plc と改称し、英国で最初の複合公益事業会社となった(この場合は持株会社である United Utilities plc が株式市場で公開されるのであり、North West

Water Ltd と Norweb Ltd は非公開の子会社となる。独占禁止法上の問題として、このような異業種合併の場合は、合併によって上場企業数は減少するものの、上下水道会社・電力配給会社は減少するわけではないことになる。合併後は、電力・ガス・通信・水道・下水道事業を行う世界的な企業として発展している。

合併実現の要因となったのは、事業実施地域と顧客基盤の共通性の他に、成長への展望、サービスの統合化、原価削減の見込み、キャッシュ・フローや納税面での統合効果等であった。しかし、United 社では、合併後に今後の経営見通しを検討した結果、料金についての規制を受けるという要因だけではなく、原価低減や合理化も過去のような割合で進めることは困難であると予想されることから、今後は各種の規制を受ける公益事業分野での収益については減退を見込まざるを得ないという結論に達した。そこで、料金改定が予定されている二〇〇〇年以降も企業業績を向上させていくためには、予定される料金改定に対する準備を万全のものとする、原価低減のための努力を続

けるといふ二点に加えて、成長のために、エネルギーと通信・施設管理・国際部門という三分野を、新規の事業計画に挙げている。上下水道の国際部門では、米国における事業実施のための合併会社を設立して、北米の三〇都市で上下水道事業を行っている。また、米国外での活動のためにも別の合併会社を設立し、マニラ、オーストラリアをはじめ、アジア、南米の諸国で事業展開を図っている。

先に延べたフランスの二つの巨大複合企業は、もともと国際的進出に積極的で、英国の上下水道公社が民営化に積極的であった理由の一つは、フランスの国際進出に対抗するためであったとも言われている。両社とも当の英国へも資本投資しており、Suez-Lyonnaise は、一九九六年以来、英国の上下水道会社 Northumbrian Water の支配株主となっている。また、Vivendi も英国の上下水道専門会社四社について相当部分の株式を保有している。先に延べたように、フランス国内の水の七七％は民間企業によって供給されており、国内市場ではもはや拡張の余地

がなくなつてきたからである。両社ともに、米  
国への資本投資を積極的に行つてゐる他に、欧  
州各国、南米、アジアの諸国で上下水道事業を  
展開している。

業際面(異業種間)でのボーダーレス化につい  
ては、規制緩和とともに電力事業・電気通信事  
業の分野で起こつた統合の動きへ上下水道事業  
も組み込まれ始めたという現象とも言える。英  
国では、上で述べた例の他に、一九九五年に、  
Welsh Water が South Wales Electricity を買収し  
た。持株会社である Hyder plc は、公益事業部  
門として Welsh Water、South Wales Electricity  
(SWALEC)、SWALEC Gas 等を、非公益事業  
部門として Hyder Consulting、Welsh Water  
International 等を傘下に有している。また、ス  
コットランドを営業区域とする Scottish Power  
plc が、英国南部を営業区域とする Southern  
Water 社を買収している。米国においても、近  
年、電力会社が水道事業の経営に関心を高めて  
いると言われている。

水道事業と電力事業についての統合を説いて

きたある論者は、人々が日常生活の一層の簡便  
化を求めるのに伴つて、電力・ガス・水道住  
宅ローン支払・保険・警備システム、有線放送  
・電話、家具住宅修繕サービス事業等は、近い  
将来に全て統合されることが考えられると予測  
している。特に、遠隔計量メーターの整備が進  
んだ場合、水、プロパンガス、灯油等もその対  
象に付加することは極めて容易だと言うのであ  
る。こうして各種公益事業や、生活産業の統合  
が進むとともに、メーターは顧客への多様な生  
産品やサービスを供給するための連結点  
(communication link)として認識されていくだろ  
うと言うのである。

我が国でも、規制緩和の進行とともに、電力  
会社とガス会社の業務の相互競争が起こり始め  
ている。我が国の上下水道事業がイングランド  
・ウェールズのような完全民営化にまで進むか  
はともかくとしても、フランス型の民間部門参  
入形態をとりながら、将来的には、他の公益事  
業間で進む異業種統合又は競合の動きに組み込  
まれていくという可能性も予想される。